

# 青森県報

第二千七百二十九号

平成十九年  
一月十五日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定	( 税 務 課 )	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	( 同 )	二
生活保護法による介護機関の指定	( 健康福祉政策課 )	四
右 同	( 同 )	五
右 同	( 同 )	五
右 同	( 同 )	五
右 同	( 同 )	六
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	( 障害福祉課 )	六
飼料の試験の結果の概要	( 畜産課 )	七
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	( 経 理 課 )	八
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	( 医療業務課 )	八
地域森林計画の公表	( 林 政 課 )	八
地域森林計画変更の公表	( 同 )	八
右 同	( 同 )	九
右 同	( 同 )	九
建設業者の許可の取消し	( 県中南地域民局 )	九
右 同	( 同 )	九

教育委員会

公印の作成及び廃止.....(職員福利課) 一〇

## 告 示

青森県告示第十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、栃木県知事、埼玉県知事、東京都知事、新潟県知事、石川県知事、福井県知事、三重県知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、鳥取県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、大分県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があつたので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社マルトク	涌井 徳太郎	北海道厚岸郡厚岸町字港町一〇〇の一	平成一六・三・一
中和エフ・エル株式会社	杉澤 達史	北海道札幌市中央区南四条西九丁目一〇〇八	一六・九・一
エネクスオート東北株式会社	川村 大彦	宮城県仙台市青葉区一番町三の三の一六	一六・三・一
若松フユエルサービス株式会社	若松 寿樹	秋田県大館市比内町笹館字下細越一の一五	一七・四・二七
進藤 桂		山形県酒田市大字広野字中通六六の一	一七・二・一
磐栄通商株式会社	田村 功	福島県いわき市鹿島町走熊字山ノ神四六の六	一六・四・一

双葉石油株式会社	有限会社秋本石油	新居浜シエル株式会社	大森自動車整備株式会社	株式会社杉中石油	株式会社奈良自動車学校	三木産業株式会社	新屋石油株式会社	ミディ総合管理株式会社	ニシイ石油サービス株式会社	田中石油株式会社	コーサイ石油株式会社	株式会社ジューミ	株式会社キューソー流通システム	株式会社カーライフハギワラ	井上油商株式会社	有限会社星野商会	協和株式会社
中川 保武	秋本 讓	森實 公英	山田 富士男	杉中 誠志	増尾 徹	三木 歌奈女	勢戸 晴美	西澤 千秋	藤田 孝幸	田中 康隆	幸才 外美雄	山田 弘	平田 章	萩原 良夫	井上 勝年	星野 敏	谷 光男
福岡県北九州市若松区桜町二〇の二三	高知県高岡郡日高村下分一八八七の六	愛媛県新居浜市中須賀町一〇の一八	鳥取県鳥取市南安長一丁目二の一八	奈良県宇陀郡室生村三本松二三五〇	奈良県奈良市元興寺町一〇	兵庫県姫路市木場一七〇	兵庫県南あわじ市湊一三四九	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一の一の四三	三重県津市桜田町七の六	福井県大飯郡高浜町若宮二の三一	石川県白山市月橋町五〇一の二	新潟県長岡市呉服町二丁目六の三	東京都調布市小島町一の一の二	東京都八王子市左入町七五	埼玉県さいたま市大宮区三橋三の二三八の一	埼玉県秩父市中宮地町二一の七	栃木県佐野市築地町五の一
一六・七一	一三・三一	一六・三六	一六・一六	一六・五一	一六・一一	一六・八一	一六・六六	一六・三一	一六・一一	一七・三五	一六・八一	一六・一一	一六・九一	一六・五一	一六・一一	一七・六一	一六・一一

株式会社JOMONエツト九州	小倉興産エネルギー株式会社	日商石油株式会社	有限会社千樹
稲永 昇	石井 俊孝	諫山 敏也	南 千恵
福岡県福岡市博多区半道橋一丁目三の二〇	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目一四の一	大分県日田市天神町四三の二	沖縄県沖縄市登川三四一〇の一
一六・一一	一六・三一	一七・二五	一七・三一

青森県告示第十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、岩手県知事、秋田県知事、山形県知事、茨城県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、新潟県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、岡山県知事、徳島県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社中浜商店	高橋 雅行	北海道函館市銭亀町二	平成 一七・九三〇
株式会社サカモト	佐々木 昌子	岩手県下閉伊郡山田町船越六の一四二の一	一六・四一六
石木田物産株式会社	石木田 礼三郎	秋田県鹿角市花輪字上花輪一七四	一六・八二
野口産業株式会社	野口 三郎	山形県天童市鎌田一丁目一三の一七	一六・一三
サン石油株式会社	三代 半次郎	茨城県水戸市水府町一五四七	一六・三三

株式会社日協	有限会社柿沼油店	石田石油有限公司	株式会社金井商店	双葉石油株式会社	有限会社大和屋商店	株式会社飯豊	有限会社福聚商会	柏三協株式会社	株式会社チバネン	有限会社新行内石油	有限会社ネモトオイルセンター	有限会社田村石油	寺内商事株式会社	クラウン石油株式会社	株式会社棚倉石油商会	中央興産株式会社	株式会社オイルヴィジョン
長谷川 孝	柿沼 一郎	石田 清六	金井 崇	田中 秀和	田島 孝文	飯豊 周二	岩立 昂久	染谷 一美	青木 保	新行内 秀三	根本 源之助	田村 満広	寺内 米太郎	町田 利夫	松本 精二	宇田川 富美子	早山 康之
茨城県日立市城南町一丁目五の五	群馬県館林市大島町五三四九の三	群馬県沼田市東原新町一八三九	群馬県伊勢崎市境栄一九六の五	群馬県太田市本町四四の三五	埼玉県入間郡越生町越生七九二	千葉県千葉市中央区港町一の一六	千葉県千葉市中央区弁天四の一一の二一	千葉県柏市根戸四八三	千葉県富里市美沢八の一	千葉県旭市二一六六一	千葉県鴨川市天津一五一七	千葉県袖ヶ浦市蔵波二六一	東京都千代田区東神田一の八の二二	東京都荒川区南千住二の六の一一	東京都足立区六月一の一五の二〇	東京都江戸川区松島一の四一の二〇	新潟県新潟市寄居町七〇六
一六・四・七	一七・二・三〇	一七・三・一	一六・三・三	一七・六・三〇	一六・一・一	一六・三・二〇	"	一六・三・三	"	一六・八・三	一六・二・六	一六・七・三	一六・三・三	一六・八・三	一七・三・三	一六・六・三〇	一七・三・三

上木石油株式会社	田辺 利政	山本 博政	株式会社ミツミ	株式会社野川商店	野村石油株式会社	衣浦興産株式会社	西田 稔	株式会社大受石油	株式会社アポロオー トサービス	春日石油株式会社	十三燃料株式会社	株式会社鈴商	セイビ興産株式会社	第一石油株式会社	坪内株式会社	モリタ石油産業株式 会社	株式会社コンドウ
上木 弥	田辺 利政	山本 博政	柏原 靖	野川 修身	野村 幸雄	渡辺 裕雄	西田 稔	安藤 治	吉田 芳春	井上 尚典	小畑 博資	鈴木 政司	西尾 公巨	芝田 タルコ	坪内 和夫	森田 恵司	近藤 頼活
福井県越前市押田二の一〇の七	山梨県甲州市塩山下小田原五六二の一	山梨県南巨摩郡南部町福士二七〇〇の二	長野県長野市大字栗田九五〇の一〇	静岡県御前崎市合戸九一六	愛知県一宮市佐原郷前三二	愛知県知多郡武豊町東大高北浜田三〇の一	三重県伊賀市上阿波一〇六	京都府京都市南区大宮通八条下る東寺東門前町六六	大阪府大阪市鶴見区今津北二の八の二二	大阪府交野市私市二の四四の一	大阪府大阪市東成区中道四丁目二の二一	大阪府大阪市港区波除六の五の五	大阪府大阪市中央区谷町五丁目三の八	大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目一五の一七	大阪府大阪市中央区南新町一丁目四の一	大阪府四條畷市雁屋西町四の三	大阪府寝屋川市春日町二二の一二
一六・八・三	一七・六・三〇	"	一六・三・三〇	一六・三・一	一七・一〇・三	一七・二・三	一七・二・三	一六・三・三	一七・三・三	一六・一・三	一六・三・三	一七・二・六	一六・六・三〇	一七・四・三〇	一六・六・三〇	一六・一・三	一七・二・三

田中 ミノル	株式会社石崎商店	有限会社藤原石油	有限会社谷山油糧	有限会社南川石油	株式会社邑本興産	株式会社タルミ	野村 弘俊	株式会社国安商店	小郷産業株式会社	嘉数 末男	株式会社ヤマモト	世良田石油株式会社	吉田石油株式会社	田中 保夫	有限会社藤原石油	中村鉱油株式会社	五島海運株式会社
	石崎 弘晴	藤田 芳信	谷山 正行	南川 憲一	邑本 順子	垂水 文義		国安 一輝	小郷 章		山本 雅昭	世良田 孝典	吉田 昌美		藤原 善也	中村 農	大野 正剛
一七七八七の一	高崎宮崎児湯郡高鍋町大字北高鍋八一五	〇の八	長崎県平戸市細差町一四〇	三の二	久賀県佐賀郡久保田町大字久富四六七の五	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四の二〇	徳島県三好郡東みよし町加茂二六五七の一	岡山県倉敷市玉島爪崎三四五の一	四の七	岡山の五	二	奈良県檀原市五井町二二〇の一	兵庫県神戸市西区押部谷町西盛五六六の一八八	兵庫県淡路市岩屋一四一四	三の五	〇六	町三丁目七の二六
一七・三三	一六・四三〇	一六・三三	一六・七三	一〇・三三	一六・四三〇	一六・五二	一六・四二四	一六・三三	一六・三三	一六・三三	一六・六一	一七・二二五	一七・三一	一六・七一	一七・二・四	一六・五二〇	一六・三三

青森県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

コザ昭石有限公司	宮城 清栄	沖縄県沖縄市越来三丁目八の二六	一六・二六
----------	-------	-----------------	-------

名 称	居宅介護事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
株式会社ケイサービス	東津軽郡外ヶ浜町字三厩東九三の一	五所川原市金丸山九二の五	福祉用具貸与	株式会社ケイサービス	五所川原市金丸山九二の五	平成一六・二・七
株式会社正木産業	東津軽郡外ヶ浜町字三厩東九三の一	東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃丘二〇九の一	認知症対応型共同生活介護	グループホームみんまや	東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃丘二〇九の一	一六・三・六
社会福祉法人御幸会	黒石市大字内町二一の三	黒石市緑町四丁目一八〇の二	訪問介護	あさがおホームヘルパーステーション	黒石市緑町四丁目一八〇の二	一六・三・一
社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂字池田一三	黒石市大字赤坂字池田一三	認知症対応型共同生活介護	黒石ケアサポートセンター	黒石市大字赤坂字池田一三	一六・二・一
"	"	"	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム景楓荘	黒石市末広五三の一	一六・一〇・一
社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二丁目六の三	下北郡東通村大字砂字又字里一七の二	訪問リハビリテーション	東通村介護老人保健施設はなしようぶ	下北郡東通村大字砂字又字里一七の二	一六・三・一
有限会社iあ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石六三三	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸三の二	通所介護	あい接骨センター	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸三の二	一六・九・一

有限会社アシスト	弘前市大字城東四丁目一六の三	訪問看護	訪問看護ステーションアシスト	弘前市大字川五三丁目四の	一六・二・一
有限会社ルーツ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四一	訪問介護	訪問介護ステーションやまなみ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四四の	一六・三・一

青森県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三	みちのく荘柳町介護相談センター	むつ市柳町二丁目三の六	平成一六・〇・一
有限会社サンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	八戸介護相談センター	八戸市沼館二丁目三三の五	一六・五・七

青森県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	平成一六・二・七

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	平成一六・二・七
株式会社幸友会	西津軽郡舞戸町三ツ沢五〇の六	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	一六・四・一
株式会社正木産業	東津軽郡外ヶ浜町三〇九の	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	一六・三・六
財団法人シリバレーション協	八戸市大字河原一〇四の	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	一六・三・一
社会福祉法人愛の園	上北郡野辺三町一前田二	株式会社ケイサイビス	五所川原市金木五朝日山九二の	一六・四・一

社会福祉法人 御幸会	社会福祉法人 光仁会	"	"	社会福祉法人 報徳会	"	医療法人地域 社団法人 医療振興協 会	有限会社ア シスト	有限会社ル ー
黒石市大字内 町二一の三	むつ市大字奥 内字竹立九	"	"	黒石市大字赤 坂字池田一三 六	"	東京都千代田 区平河町二丁 目六の三	弘前市大字城 東四丁目一六 の三	北津軽郡中泊 町大字今泉字 神山一四一
"	介護予防防 通所介護	介護予防防 訪問介護	介護期予防 生活期予防	介護予防防 認知症対 応型共同 生活介護	介護施設 特定施 入居者生 活介護	介護予防 訪問リハ ビリテー ション	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問介護
あさがおホ ムヘルパー サービス	恵光園デイ サービスセン ター	特別養護老 人ホーム恵 光園	"	黒石ケアサ ボ トセンター	養護老人ホ ム景楓荘	東通村介護 人保健施設 はなしよう ぶ	訪問看護ス トーション アシ	訪問介護ス テーション ヤマ
黒石市緑町四 丁目一八〇の 二	むつ市大字奥 内字竹内一 の三	むつ市大字 奥内字竹立 九	"	黒石市大字赤 坂字池田一三 六	黒石市末広五 三の一	下北郡東通 村大字砂子又 里一七の二	弘前市大字川 先三丁目四の 五	北津軽郡中泊 町大字今泉字 神山一四四の 一
一八・三・二六	一八・七・一	"	"	一八・二・一	一八・二・一	一八・三・二六	一八・二・一	一八・三・二六

青森県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	介護予防支援事業所	指定 年月日
社会福祉法人幸友会	中泊町地域包括支援センター	平成 一八・〇・一
北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	北津軽郡中泊町大字中里字宝森七〇の一	

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	特定介護予防福祉用具販売所	指定 年月日
株式会社ケイサ ービス	株式会社ケイ サービス	平成 一八・二・二七
五所川原市金木町朝日山九二の五	五所川原市金木町朝日山九二の五	

青森県告示第二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定障害福祉サービス		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
変更前	株式会社ハートビケ	青森市東造道二丁目四の三	株式会社ハートビケ	青森市東造道二丁目四の三	平成二六・二・二	
変更後	社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	グループホームウゼフハ	青森市奥野三丁目八の一	一九・一・一	
変更前	株式会社ハートビケ	青森市東造道二丁目四の三	株式会社ハートビケ	青森市東造道二丁目四の三	平成二六・二・二	
変更後	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助	一九・一・一	

青森県告示第二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十八年十二月六日及び七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他の水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	18.11	18.3	5.9	4.27	0.63	2.9	13.1					2,800	11.7	
		くみあい配合飼料 IPチキン仕上	18.11	19.0	6.8	0.96	0.68	2.0	5.2					3,200	12.5	
		くみあい配合飼料 ニューアケテイブB	18.12	16.8	4.3	0.68	0.52	2.9	4.2			78.0			14.0	
日本配合飼料株式会社塩釜工場 宮城県塩釜市港町一丁目8	株式会社イチノウ 八戸市大字長苗代字谷地11の3	日配肉用生肥育用配合飼料 ヌーパ一黒へこ後期	18.12	12.0	2.7	0.71	0.46	4.1	3.1						14.0	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

青森県告示第二十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

青森県信用漁業協同組合連合会 蟹田支店	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中 師宮本	を
青森県信用漁業協同組合連合会 外ヶ浜支店	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中 師宮本	に改め、
青森県信用漁業協同組合連合会 平館支店	東津軽郡外ヶ浜町字平館今 津尻高	を削る。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量  
CRシステム一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年十二月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社自治体病院共済会

六 契約金額  
一億七千五百八十七万五千元

七 随意契約の理由  
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りしした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
平成十八年十月二十日

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十九年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域県民局地域農林水産部及び西北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、東青森林



計画区に係る平成十八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成十七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三八地域農林局地域農林水産部及び上北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項の規定により、下北森林計画区に係る平成十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六條第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業者（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社司建装

二 代表者の氏名 吉田 修司

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青山二丁目一三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一一五二五号

五 取消年月日 平成十八年十二月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八木橋装建

二 氏名 八木橋 俊行

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高杉字長谷野七七の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第二〇〇二二二号

五 取消年月日 平成十八年十二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

# 教 育 委 員 会

## 青森県教育委員会告示第一号

平成十九年一月十四日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十九年一月十五日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十九年一月十五日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

<p>公印の名称及び印影</p>	<p>青森県立青森第一 高等養護学校長印</p> 
<p>公印の名称及び印影</p>	<p>青森県立青森第一 高等養護学校長印</p> 

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭